

ID: 341

担当部署: 健康推進課

処分の概要	障害年金等の給付
法令名称 根拠条項	予防接種法 第15条第1項
法令番号	昭和23年法律第68号
【基準】 法第15条から第17条までの規定による。 (健康被害の救済措置) 第15条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより、給付を行う。 2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。 (給付の範囲) 第16条 A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。 (1) 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者 (2) 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者 (3) 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者 (4) 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 (5) 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 2 B類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。 (1) 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者 (2) 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者 (3) 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者 (4) 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 (5) 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 (政令への委任等) 第17条 前条に定めるもののほか、第15条第1項の規定による給付(以下「給付」という。)の額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。 2 前条第2項第1号から第4号までの政令及び同項の規定による給付に係る前項の規定に基づ	

く政令は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第15条第1項第1号イに規定する副作用救済給付に係る同法第16条第1項第1号から第4号までの政令及び同条第3項の規定に基づく政令の規定を参酌して定めるものとする。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日